

## 平成24年 定期監査の結果について

監査委員は、出先機関375箇所のうち209箇所について平成24年5月までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

### 1 定期監査実施の概要

監査の結果、40箇所で50件の指導事項が認められました。指導事項とは、改善及び是正の措置等を講ずべき事項として指導したもので、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対してその措置の状況を報告することになっていきます。

監査の種類	内 容	実施箇所数	指導事項あり	
			箇所数	件数
財務監査 (地方自治法第199条第1項)	財務に関する事務が、法令等に基づき適正に執行されているか等について監査しました。	209 箇所	40 箇所	50 件
行政監査 (地方自治法第199条第2項)	行政運営が、適正かつ効率的に執行されているか等について監査しました。			0 件

#### <内容別内訳>

項 目	指導事項の件数
契 約	13 件
財 産	10
収 入	8
支 出	8
予算の執行	7
庶 務	3
その他	1
行政監査	0
計	50

#### <部局別内訳>

部局等	実施箇所数	指導事項あり	
		箇所数	件数
	箇所	箇所	件
教育委員会	78	11	13
保健福祉局	22	8	11
政策局	20(4)	6(2)	9(4)
県土整備局	11	5	7
企業庁	14	4	4
商工労働局	15	3	3
環境農政局	13	2	2
公安委員会	30	1	1
その他	6	0	0
計	209	40	50

注：政策局の( )は、地域県政総合センターで内数

### 2 主な指導事項

指導事項の50件のうち、主なものは次の6件です。

- (1) 県に5万円以上の実損を与えていたもの

非常勤職員の通勤手当の支給に当たり、「非常勤職員の雇用等に関する取扱要綱」に定められた方法で算定しなかったため、平成20年8月から42箇月にわたり、1箇月当たり1,408円(計59,136円)を過大に支給していた。  
監査による指摘を受け、全額県に返還済みとなっている。

(政策局平塚県税事務所)

- (2) 同一の法律・規則(政省令、条例を含む。)違反が3件以上あったもの

乳牛育成牧場使用料の徴収に当たり、納付期限を「神奈川県立大野山乳牛育成牧場条例施行規則」で定める期日(翌月分を前月末まで)に設定しないで納付書を発行しているものが4件あった。

(足柄上地域県政総合センター)

年度途中で退職した非常勤職員に対する源泉徴収票の交付に当たり、「所得税法」で定める期限（退職の日以後1月以内）までに行うべきところ、期限後に交付しているものが3件あった。

（保健福祉局ひばりが丘学園）

障害福祉施設庁費立替収入及び中井やまゆり園使用料の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対して「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行すべきところ、発行していないものが2件あった。また、「神奈川県財務規則」に定める発行の期限（納付期限後20日以内）を過ぎていたものが4件あった。

（保健福祉局中井やまゆり園）

道路占用許可に伴う使用料及び路面復旧事業受託収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対して「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行すべきところ、発行していないものが6件あった。

（県土整備局厚木土木事務所東部センター）

### (3) 前回監査の指導事項について、改善等がされていなかったもの

医薬品購入代の支出に当たり、契約単価と異なる請求金額により支出しているものがあった。また、契約と異なる規格の医薬品を契約に基づく医薬品代の支払に含めて支出していた。

前回監査でも今回と同様の指導を受け、改善措置が報告されていたが、改善がみられなかった。

（保健福祉局煤ヶ谷診療所）

## 3 複数の出先機関で認められた指導事項

今回の定期監査において、複数の出先機関（3箇所以上）で認められた特徴的な指導事項は次のとおりです。

収入事務において、使用料等の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行していなかった。

法令の規定による督促は時効中断の効力を有するとともにその後の法的手続の前提となるものであり、督促の方法は「神奈川県財務規則」に明確に規定されている。

この不適切な取扱いは、督促による法的効果を十分に理解していないものであり、適切な債権管理が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

契約事務において、産業廃棄物の処理に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に反して、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けていない業者と収集運搬又は処分の契約を締結していた。

この不適切な取扱いは、法令の基本的理解を欠くものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。